

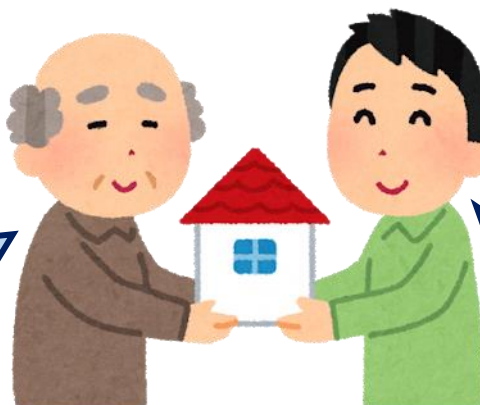
中古住宅の検査をしてみませんか？

インスペクション+瑕疵保険に対し、**最大10万円**を補助します！

インスペクション（中古住宅の検査・診断）とは…中古住宅の売買時点の劣化状態などを把握するものです。
瑕疵保険とは…既存住宅売買瑕疵保険に加入することにより、住宅に瑕疵があった場合の負担すべき補修費用を補填する保険で、売買後のリスクと不安を軽減できます。

🏠 売買する住宅の状態を
明らかにして提供できる

🏠 売買後のトラブルを未然に
防止できる



🏠 住宅の劣化状態などを
把握できる

🏠 メンテナンスの見通し
が立てられる

🏠 有資格者の客観的な調査
のため安心できる

制度の概要

🏠 **申請できる方** 市内にある**空き家バンク登録物件**（売買用）の所有者
（買主（個人に限る）も含みます）

🏠 **対象となる住宅** 居住を目的とする売買に供する住宅

🏠 **対象となる経費**

【インスペクション補助金】

既存住宅状況調査技術者が行った、平成29年国土交通省告示第82号
「既存住宅状況調査方法基準」に沿った既存住宅状況調査に要する経費

【既存住宅売買瑕疵保険補助金】

住宅瑕疵担保責任保険法人が販売する保険加入に要する経費

🏠 **補助額**

I. インスペクションの費用の2分の1以内（1戸あたり5万円を上限）を補助

II. 既存住宅売買瑕疵保険の保険料の2分の1以内（1戸あたり5万円を上限）を補助

それぞれの合計で最大10万円を補助します。



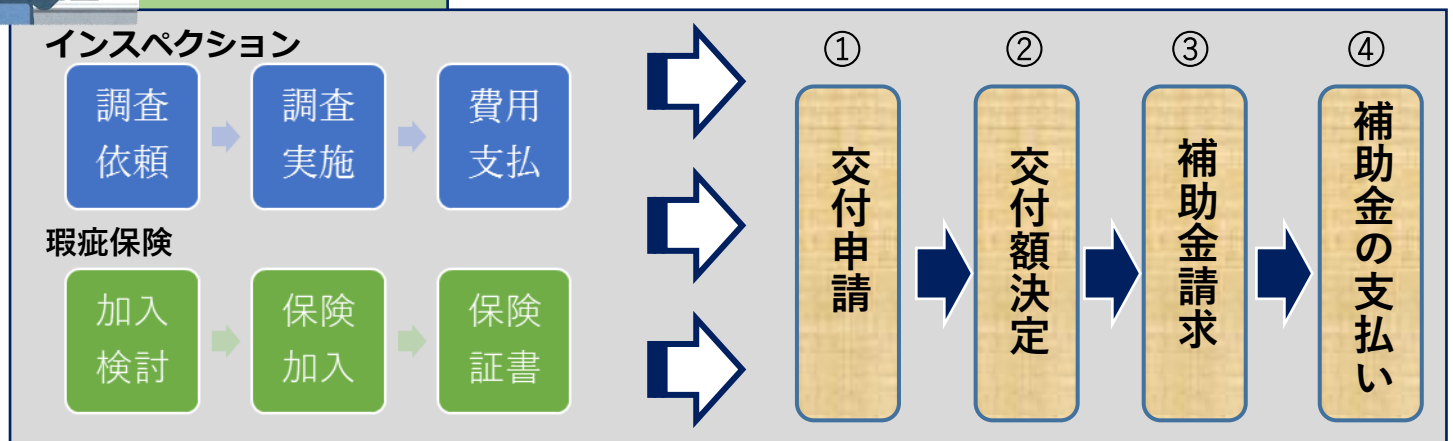
申請受付期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（必着）

I. インスペクション補助金	II. 既存住宅売買瑕疵保険補助金
【共通】 （１）高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付申請書（様式第１号） （２）誓約書（様式第６号）	
（３）建物の登記簿謄本等（申請者が売主の場合） （４）売買契約書の写し（申請者が買主の場合） （５）検査（調査）報告書の写し （６）請求書及び支払い確認書類 （７）既存住宅状況調査技術者の登録証の写し	（３）建物の登記簿謄本等（申請者が売主の場合） （４）売買契約書の写し（申請者が買主の場合） （５）保険証券の写し （６）請求書及び支払い確認書類

※Ⅰ・Ⅱ同時に申請をする場合、重複する書類は省略できます。
※お急ぎの場合や、申請期限まで日数が無い場合は市税の滞納無証明書
を取得の上、添付してください。
※交付申請時の住所と登記事項証明書の住所が異なる場合、交付申請時
の住所が分かるもの（運転免許証等）



申請の流れ



**既存住宅状況調査
技術者検索**

**住宅瑕疵担保
責任保険法人一覧**

事業の詳細は
高松市公式ホームページをご覧ください

インスペクション

空家バンク登録物件はこちら

かがわ移住ポータルサイト
かがわ暮ぐらし

【申込先】

○市役所 9 階 住宅政策課
に持参（または郵送）してください。
○月曜日から金曜日 8 時 30 分～17 時
（ただし祝日を除く）
○申込みに際しては、事前に御相談ください。

補助金交付に関するお問い合わせ

高松市役所 都市整備局
住宅建築部 住宅政策課
高松市番町一丁目 8 番 15 号
TEL：087-839-2136 FAX：087-839-2452
Email：jusei@city.takamatsu.lg.jp